

江蘇省高級人民法院の高品質の司法保障を展開のための最も厳格な知的財産権司法保護に関する指導意見

江苏省高级人民法院关于实行最严格知识产权司法保护为高质量发展提供司法保障的指导意见

(2019 年 8 月 6 日付け江蘇省高級人民法院裁判委員会民事行政専門委員会第 2 回会議可決)

http://www.jsfy.gov.cn/art/2019/08/23/11_98322.html

仮訳

前文

最も厳格な知的財産権の司法保護は、我が国のイノベーション発展の内需であり、国際競争の主導権を勝ち取るために必須の措置であり、知的財産権大国から知的財産権強国に邁進するための有力な支援であり、知的財産権審判の挑戦に効果的に対応するための必然的要求である。国際や国内情勢の発展による知的財産権保護に対する新たな挑戦、新たな要求に対応するため、中国政府は「知的財産権審判分野の改革・イノベーションの強化に関する若干の問題に関する意見」及び党中央全面深化改革委員会が審議・承認した「知的財産権保護強化に関する意見」を着実に実施し、国家の知的財産権戦略とイノベーション駆動戦略の深化を図り、更に知的財産権の司法保護度を強化し、高品質な発展のために強力な司法を保障するために、本意見を制定する。

第 1 章 最も厳格な知的財産権の司法保護理念を堅牢に確立し、全体的要求を正確に把握

第 1 条 最も厳格な知的財産権の司法保護理念の全体的要求を正確に把握する。最も厳格な知的財産権の司法保護は従来の立法の枠組みの下で、知的財産権の無形性、価値の弾力性などの特徴を十分に考慮し、権利侵害行為の隠蔽、多発、低コスト、権利者の権利維持の立証難などの状況に対し、訴訟制度設計と審判メカニズムの構築を通じて、司法の処罰力を更に強化し、権利維持コストを最大限低減し、権利侵害コストを著しく高めることで、権利侵害行為を効果的に抑制し、速やかに権利者の合法的權益を保護し、イノベーション活力を強力に維持、刺激する。最も厳格な知的財産権司法保護理念の全体的な要求とは：

イノベーション志向を更に重視。イノベーションの高さ、

知名度、独創性の高さ、技術貢献度に応じた知的財産権保護範囲と強度を確定することに基づき、司法保護がイノベーションの奨励に効果があるか否かを判定する基準として重視する。新しいタイプのイノベーションの權益保護を積極的に研究し、探求する。

権利志向を更に重視。権利保護に有利な原則を堅持し、権利者の権利維持負担を軽減し、救済レベルを強化する。法律に規定がなく、或いは規定が不明確で、権利請求書(訳者注:特許クレーム)、契約条項の解釈に争議がある場合、司法裁量は権利者の合法的權益保護のための価値指向を有利に具現化しなければならない。

懲罰指向を更に重視。悪意による権利侵害、繰り返す権利侵害、業としての権利侵害、判決履行の拒否及び悪意訴訟や虚偽訴訟などの者に対して、総合的な行為保全(訳者注:仮差止、以下の仮差止と訳す)、懲罰的賠償、強制措置、不信者ブラックリストなどの保護手段と措置を運用することで、権利侵害コストを著しく高め、権利侵害行為の再発を効果的に抑制する。

効率志向を更に重視。更に訴訟の簡素化、審理のテンポを速め、審判方法などのイノベーションを通じて、審判効率を効果的に高め、権利救済をより利便かつ効率化する。

信義則志向を更に重視。訴訟環境の浄化に力を入れ、立証妨害、悪意訴訟、虚偽訴訟などの権利者負担を増加させ、司法資源などを浪費させる行為に対する罰則を強化し、悪意のある特許出願、商標などの権利の取得に存在する隙間を更に圧縮する。

第 2 章 訴訟保全措置を有効に利用し、侵害行為の係属を最大限に阻止

第 2 条 速やかに保全請求を審査する。当事者の保全申請に対して、積極的に受理し、速やかに審査し、法に基づき裁定を下さなければならない。

知的財産権の権利が安定している場合、権利侵害の可能性の判断はしやすく、或いは民事、刑事、行政裁判ですでに同一の知的財産権の客体、同一の事実の行為に権利侵害の認定がされており、仮差止の条件に合致する場合、当事者の請求に基づき速やかに仮差止の決定を下すとともに、保全措置を講じなければならない。

第 3 条 緊急の場合は直ちに仮差止の裁定を下し保全措置を講じる。営業秘密がまさに違法に開示される、作品がまさに違法に発表或いは人気テレビ番組で放送される、被疑侵害品が展示販売或いは輸出されるなどの緊急の状況があり、仮差止の条件に適合する場合、民事訴訟法第 100 条或いは第 101 条の規定に基づき、直ちに裁定を下すとともに、保全措置を講じなければならない。

第 4 条 難しく複雑な被疑事件の仮差止請求は慎重に審査する。知的財産権の構成要件、安定状態及び権利侵害の可能性など短期間に判断することが困難な仮差止請求の場合、ヒアリングの実施、証拠の審査、専門家の見解などの方法を通じて慎重に審査し、できるだけ早く権利侵害かどうかの初歩的判断及び保全措置の要否を決定しなければならない。

第 5 条 一審判決或いは、中間判決は仮差止措置に影響しない。第一審判決或いは、中間判決で権利侵害が成立したと認定され、被疑侵害者が控訴しかつ被疑侵害行為を継続実施したために権利者が仮差止を請求し、仮差止の条件に適合する場合、第二審法院が事件を受理する前に、第一審法院は仮差止の決定を下すことができ、被疑侵害者に被疑侵害行為の停止を命じることができる。

第 6 条 権利帰属係争中の知的財産権には保全措置を速やかに行う。知的財産権の権利帰属紛争中に、被告が特許証、商標登録証などの権利証明書に明記されている権利者であり、国の関連登録部門に申請或いは、年金を不払いなどの方法で権利を放棄する場合、原告が係争中の知的財産権を保全し、権利の有効状態を維持することを請求する時、速やかに保全の裁定を下さなければならない。

第 7 条 法に基づき訴訟保全を妨害する行為を制裁す

る。当事者或いは、その利害関係者が訴訟保全を妨害し、保全する証拠と財産を無断で事前に隠匿、毀損、交換、処分を含み、保全裁定の履行を拒み或いは、それに協力援助などの情状がある場合、情状の軽重により法に基づき罰金、拘留しなければならない。情状が重く、犯罪を構成する場合は、法に基づき犯罪部隊に移送する。

第3章 訴訟証拠規則を完備し、権利者の「立証難」問題を解決

第 8 条 当事者の積極的立証を指導する。積極的に当事者を指導し、権利状況、侵害認定、損害賠償などの面で事実の立証をさせる。権利者が客観的理由から自ら収集できない証拠の場合、請求に基づく調査命令を速やかに発行し、必要に応じて請求に基づく調査収集ができるようにする。

第 9 条 法に基づき現代の技術による保全或いは、取得した証拠の利用を支持する。当事者がタイムスタンプ、ブロックチェーン（訳者注：分散型台帳技術）などの方法で保全した証拠、リモートログイン（訳者注：遠隔登録制御）を実現する Telnet コマンドなどの技術で取得した証拠を使用し、証明基準に適合する場合、法に基づき認定する。

第 10 条 技術調査官が証拠の取得を補助する。複雑な技術事実に関する事件で、法院が証拠取得や現場検証する場合、関連技術調査官を招き参加させることができる。

第 11 条 法に基づく証拠開示制度を活用する。被提訴者の生産方法、財務帳簿などは被提訴者に掌握されており、権利者が客観的理由から入手しづらい証拠の場合、権利者の請求に基づき被提訴者に法院に提出することを命じることができる、必要に応じて請求に基づき調査収集することもできる。

被疑侵害者が侵害製品の製造者か販売者か確認できない場合、被疑侵害者に被疑侵害品の出所の証拠を提供するよう命じなければならない。提供を拒否した場合、製造者と認定することができる。

第 12 条 法に基づき立証妨害制度を適用する。法院の証拠提出命令に対し、証拠を保持する当事者が提供を

拒絶、虚偽証拠を提供、証拠を全面的に提供しない或いは、証拠を隠滅した場合、事件の状況により当該当事者に不利な事実を推定しなければならないらず、かつ情状の軽重により罰金、拘留することができる。

第 13 条 営業秘密が訴訟中に不当に漏洩されないよう効果的に防備する。秘密保持命令を下すことにより、当事者は秘密保持契約或いは、誓約書を締結し、複写や写真撮影を許可せず、段階的に当事者の営業秘密が開示され、関連する秘密の証拠が第三者の専門家の審査などの方法で、営業秘密が訴訟中に不適切に二次漏洩することを防備する。

第 4 章 審判方法の改革を推進し、「長い周期」の審理問題を解決

第 14 条 訴訟受任代理人の尋問での役割を十分に発揮させる。証拠資料が比較的多い事件の場合、必要に応じて双方当事者及びその訴訟代理人に自己立証を要求し、法院に書面による証拠意見を提供させることができる。

第 15 条 迅速裁定、簡易手続きなどの事件は迅速に審決を下す。事実が明確、法律適用が簡単、権利侵害判断が容易な案件の場合、簡易手続き或いは、迅速裁定などの方法を適用し速やかに審決を下す。

第 16 条 模範的判決を推進する。事実がほぼ同一、法律関係がほぼ同一の事件の場合、その中の比較的典型的なケースを選んで先に審理し、模範的な裁判を行うことで、その他の類似事件の審理に早期審決範例を提供することができる。

第 17 条 類似事件の審理手続を簡略化する。判決後も権利侵害者が引き続き同一の権利侵害行為を実施し、権利者が再度提訴した場合、審理手続を簡略化することができる。基層法院の第一審では簡易手続を適用することができる。第二審が非開廷の条件に適合する場合、開廷審理をしなくともよい。

第 18 条 中間判断を探索する。事実が複雑で、審理期間が比較的に長い事件の場合、先に権利帰属関係、権利侵害認定など先決性のある紛争に中間判決を下し、双方の紛争の主要事実を速やかに明確にし、侵害行為を速やかに阻止することもできる。

第 19 条 多元化技術の事実究明メカニズムを推進する。技術専門家、技術調査官などの主体が技術事実の究明における役割を十分に発揮し、現場検証、技術見解、専門家補助人などの方法で技術事実を迅速かつ効果的に認定できる場合、通常は技術鑑定手続を行わない。

鑑定報告書の事前審査制度を堅持し、鑑定機構の独立した鑑定に影響を与えない前提で、正式な鑑定報告書が発行される前に、証拠の有効性などの面から先行審査することで、鑑定報告が訴訟証拠の形式的要求に適合することを保証する。

第 20 条 文書作成を簡素化する。法院の調停を経て合意に達するとともに即時履行し、質疑した当事者の同意を得て、法廷調書に関連状況を記録後した場合、裁判文書を改めて発行しなくともよい。事実が明確で、法律の適用が簡単な大量な事件の場合、令状式、要素式、表形式など略式裁判文書を用い、説明を簡略化できる。

第 21 条 中立的な評価メカニズムを構築する。早期に中立的な評価メカニズムを確立し、技術検索を発揮し、ビッグデータ分析などの専門プラットフォーム及び技術専門家の紛争処理における役割を発揮し、双方当事者が訴訟に存在する可能性のある優劣、権利安定性などの内容を含めて初歩的に評価し、当事者の理性的な権利維持を指導する。

第 5 章 懲罰度を強化し、「低い賠償」、「再犯」問題を解決

第 22 条 法定賠償方式を正確に理解し、適用する。当事者が提供した証拠により損害賠償額を具体的に算定できる場合、通常は法定賠償方法を適用しない。当事者及びその訴訟代理人に職責を尽くして証拠を調査収集するよう指導し、権利侵害行為の生産による損失額、利益額或いは、ライセンスレートなどの関連証拠を積極的に提供させることで、法定賠償方法に過度の依存や採用を回避する。

第 23 条 知的財産権市場価値に応じた権利侵害損害賠償標準の確立に努める。損害賠償の市場価値の動向を堅持し、権利侵害行為による価格侵害、ライセンス料、権利者の商品(サービス)、権利侵害品(サービス)

或いは、同時期同類の商品(サービス)の価格、利益率、ブランド損害、逸失利益、技術成果の研究開発コスト及びその対応商品(サービス)価値の貢献度など多面的な要因を総合的に考慮するとともに、できるだけ細分化し賠償基準を詳述し、知的財産権市場価値に応じた侵害損害賠償額を確定する。

第 24 条 侵害者が開示した事業情報を賠償額確定の根拠とすることができる。侵害者がすでに開示している商品販売或いは、サービスの事業状況、納税記録、営業収益或いは、利益状況及びその他の事業業績情報は、当該情報が明らか常識に合わない或いは権利侵害者が提供した覆す証拠を除き、当該権利侵害規模、事業業績或いは利益状況などを賠償額確定の関連根拠の証明とすることができる。

第 25 条 法定賠償額の上限以上は合理的な賠償額を裁定する。既存の証拠が権利侵害行為により権利者の損失額或いは侵害者の利益額はすでに法定賠償額の最高限度額を超えていることを証明している場合、当事者の請求及び既存の証拠に基づき、法定賠償額の上限以上で合理的な賠償額を確定しなければならない。

第 26 条 罰則的賠償を積極的に適用する。侵害者が知的財産権を故意に侵害したという証拠がある場合、侵害者の主観的悪意の程度或いは権利侵害の状況に基づき、懲罰的賠償を適用し、補償的損害賠償額の基数を確定し、法定倍数範囲内で損害賠償額を酌量して決定することができる。権利者が権利維持に支出した合理的支出は算定基数に入れない。

前項でいう「故意」には以下の情状が含まれる: 権利者が権利侵害者に侵害警告書を発行或いは、通知後も正当な理由なく権利侵害行為を継続した。権利侵害者と権利者或いはそのライセンサーとの間の代理、許諾、契約関係が終了後、許可なく関連行為を継続実施した。権利侵害者は仮差止裁定を履行せず関連行為を継続実施した。権利侵害者は法院或いは行政機関で同一の行為に対する判決或いは処罰決定後も同一の権利侵害行為を継続実施した。権利侵害者は権利侵害を業とし、会社の名称を絶えず変えたり或いは、新会社を設立したりして権利侵害行為を実施する。権利侵害者が故

意に馳名商標の名声に乗り同一、類似する商標を占拠或いは、その他の商標権侵害行為などの状況を実施した。

懲罰的賠償制度のその他の未規定の故意の権利侵害行為については、法定賠償を適用する際に懲罰的要素を考慮し、権利侵害者の主観的悪意の程度及び権利侵害の情状に基づき、賠償額を引き上げなければならない。

第 27 条 権利者は、訴訟期間中に継続された権利侵害による損害賠償額を主張することができる。権利侵害行為が訴訟期間中も継続し、原告が第一審法廷弁論終結前に賠償額増加の請求を提出するとともに相応の証拠を提供した場合、確認された事実に基づき賠償額を確定することができる。

一審判決後も権利侵害行為が継続しており、権利者が控訴請求で賠償額を増加した場合、二審法院は自主原則により調停することができる。調停が成立せず、かつ双方当事者が二審法院で一緒に審理することに同意した場合、二審法院は増加した賠償額で審理、判決を下すことができる。

第 28 条 権利者の合理的費用支出を全面的に補填する。権利者の弁護士代理費支出は明らかに不合理な要素がない場合、支持しなければならない。

権利者が訴訟により発生した公告費、保全請求の担保提供で発生した保険料、及び知的財産権を不当に獲得した権利帰属紛争に発生した代理費などの費用は、合理的な費用として請求することができる。

権利者は領収書等の証拠を提出し権利維持支出を証明できなかったが、事件の確認された事実から当該支出が確実に発生したものであるとともに権利維持に必要なものであると推定できる場合、合理的な費用範囲に組み入れることができる。

合理的な費用は原則として権利侵害の損害賠償額外で単独で考慮する。

第 29 条 民事損害賠償は刑事の罰金、行政の罰金などに優する。刑事で不法所得の没収、罰金或いは、行政罰などと民事損害賠償とが両立できない場合、民事事件での権利者の民事損害賠償を受けることを優先し

て保障する。

第 30 条 馳名商標に対する保護強度を高める。馳名商標の司法認定に係る事件においては、係争商標がすでに馳名商標の顕著な程度に達しており、権利侵害の成立が馳名商標の認定を前提とする必要がないと認められる場合でも、損害賠償などの法律的責任及び保護レベルを確定する時には係争商標の馳名の事実を認定することができる。

第 31 条 実際の支配者と権利侵害行為を実施した会社は共同侵害責任を負う。会社の実際の支配者が明らかに知的財産権侵害行為に係わっていることを知りながら、その実際に支配する会社を通じて当該侵害行為を実施し、共同侵害行為の構成要件に合致する場合、法に基づき会社と連帯責任を負うことを判決する。

第 32 条 権利侵害材料、工具、専用設備及び商品などを廃棄する。権利侵害者が権利侵害の停止、損害賠償などの民事責任を負うほか、権利者の請求、既存の証拠及び現実的な可能性などの要素に基づき、権利侵害品(在庫品を含む)及び権利侵害品を製造する材料、工具、専用設備などの期限付き廃棄、或いは特殊な状況においては、前述の材料、工具、専用設備などが商業ルートに入ることを禁止を命じる。必要に応じて、流通分野に入った侵害商品などを期限付きでの回収を命じることができる。

第 33 条 法に基づき発効した判決を履行しない行為を処罰する。権利侵害者が発行した判決で確定した法律責任を履行せず、同一の権利侵害行為を継続実施している場合、権利者は再度新たな訴訟を提起することができる。判決を拒否する行為に強制措置を取るよう要求することができる。

第 34 条 法に基づき食品医薬品など商品の知的財産権に関わる違法犯罪行為に重い処分をする。食品、医薬品、危険品、種子などの商品に関わる知的財産権侵害或いは犯罪行為には、法に基づいて重く処分する。

第6章 悪意訴訟などの行為に対する打撃を強化し、訴訟の信義則の建設を強化

第 35 条 知的財産権の悪意訴訟を正しく認識する。行為者がその取得した知的財産権が実質的に正当性の

ないことを知りながら、その形式上所有する知的財産権を根拠に、不正競争、正常な事業などを妨害する目的で、他人に知的財産権訴訟を提起し、他人に損害を与えた場合、知的財産権の悪意訴訟である。

第 36 条 知的財産権の悪意訴訟などの行為に規制を強化する。悪意訴訟や虚偽訴訟者、及び悪意権利侵害、反復権利侵害、行としての権利侵害、発効した判決を履行しないことを拒否する者は、公共信用サービスプラットフォームとリンクメカニズムを構築し、それを信用喪失ブラックリストに入れ、社会にその不誠実行為を公開する。情状が重く犯罪の惧がある場合は、法に基づき犯罪部隊に移送する。

一方当事者が訴訟手続きを悪用による、直接損害、取引機会の喪失などの間接損害、さらに増加した合理的な交通、宿泊、食事、支障、証人出廷、公証、代理などの必要な費用の賠償を主張した場合、支持しなければならない。 ■